

## 新株予約権発行に関する取締役会決議公告

2023年9月4日

株主各位

東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号  
株式会社ジーエヌアイグループ  
取締役代表執行役社長兼 CEO イン・ルオ

2023年9月4日開催の当社取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行する旨を決議しましたので、会社法第240条第2項及び同条第3項の規定に基づき、公告いたします。

### 記

1. 新株予約権の名称  
第52回新株予約権

2. 新株予約権の割当を受ける者及び割り当てられる新株予約権の数  
当社元従業員（割当日現在）（1名）100個

3. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由  
当社元従業員の業績向上に対する貢献を評価し、後継の従業員等の士気を高め、それらの者の経営努力による企業価値の増大を通じて株主の皆様の利益を図ることを目的としております。なお、このストックオプションは、当該元従業員との合意に基づき、より早期に発行される予定であったのですが、インセンティブ報酬の再検討を行ったこと等の事情により今般の発行となりました。

4. 新株予約権を割り当てる日  
2023年9月20日

5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
当社普通株式10,000株とする。  
なお、下記8.において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下のとおり、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### 6. 発行する新株予約権の総数

新株予約権 100 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 100 株。ただし、上記 5.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）とする。

#### 7. 新株予約権についての金銭の払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

#### 8. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

① 各新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、1,699 円とする。これは、新株予約権の割当を受ける者の当社への入社が決定した 2021 年 8 月 3 日における当社普通株式の終値（1 円未満の端数は切り上げ）である。

② 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に、上記 6.に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下 3 位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下 3 位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分

前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(既発行株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり} \\ \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{(既発行株式数 - 自己株式数)} \\ \text{+ 新規発行株式数} \end{array}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

#### 9. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 10. 新株予約権の行使期間

2023年9月21日から2025年9月20日まで

#### 11. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。
- ② 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ③ その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

#### 12. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

#### 13. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

以上